

奈良県モニタリングポスト伝送システム定期点検委託業務（(株)日立製作所製機器） 仕様書

奈良県に設置しているモニタリングポスト伝送システムの定期点検委託業務について、次のとおり実施するものとする。

1. 委託期間

契約日から令和 2 年 3 月 19 日

作業の実施日時については、環境政策課と協議の上決定する。

2. 対象機器、実施場所

モニタリングポスト伝送装置 4 式

- ・奈良土木事務所 奈良市南紀寺町 2-251
- ・高田土木事務所 大和高田市東中 2-2-1
- ・宇陀川浄化センター 宇陀市榛原福地 28-1
- ・吉野保健所 吉野郡下市町新住 15-3

モニタリングポスト県収集サーバー 1 式

- ・保健研究センター 桜井市粟殿 1000

3. 点検内容

清掃一般調整、異常確認、必要な部分の性能点検を行い、常に適正な機能を発揮できるように必要な措置を取るものとし、具体的な点検内容は以下のとおりとする。

	確認事項	判定基準
1	外観点検	機能に影響を及ぼす損傷のないこと
2	各部清掃	装置の汚れ・埃・ゴミ・錆等を取り除くこと
3	Windows Update の実行	—
4	ウイルス対策ソフトの更新	—
5	OS 時間の確認・補正	1 分以上のズレがないこと
6	ディスクの空き容量の確認	空き容量が 10GB 以下でないこと
7	UPS のバッテリー交換時期確認 バッテリー交換時期を確認し、交換時期を過ぎている場合はバッテリー交換を実施	最終バッテリー交換日から 2 年以上経過していないこと
8	UPS 電源 OFF 後のシャットダウン確認、電源 ON 後の自動起動確認	自動でシャットダウン・起動すること

	確認事項	判定基準
9	当該拠点の最新データの表示確認 (県収集サーバーを除く)	当該拠点の最新データが表示されること
10	未復旧障害の確認・復旧	未復旧障害を残さないこと
11	原子力規制委員会サイトのデータ表示確認	当該拠点のデータ欠測がないこと

4. 点検実施期間

点検の実施時間は、原則として平日 9 時から 17 時（12 時～13 時を除く）までの間で行うこと。

5. 故障時の修理等

故障を発見したときは、環境政策課に報告するものとし、環境政策課の指示があるときは、これを修理するものとする。なお、修理に要する部品及び費用は、環境政策課の承認を得て、別途請求するものとする。

6. 報告書の提出

定期点検が終了したときは、完了報告書を業務終了後 30 日以内もしくは当該年度の 3 月 19 日のいずれか早い方の日までに提出するものとする。

7. 施設の現状維持

施設及び装置等に損害を与えた場合は、直ちに環境政策課に報告するとともに、請負者の責任において速やかに現状に復帰するものとする。

8. 公契約条例に関する遵守事項

「<別紙>公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

9. その他

この仕様書に定めのない事項については、環境政策課と協議して、定めるものとする。

<別紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。